



東日本大震災により被災された方々を対象とした 生活復興支援資金のご案内

北海道社会福祉協議会では、このたびの東日本大震災により被災された方々に対し、下記の貸付制度を実施しています。

ご利用できる対象

- ◎東日本大震災により被災した低所得世帯及び被災したことにより低所得となった世帯
※対象であることを確認するために提出が必要な書類があります。

ご利用できる資金種類

① 一時生活支援費

(資金目的) 生活の復興の際に必要な当面の生活費

(貸付限度額) 単身世帯：月15万円以内 2人以上の世帯：月20万円以内

(貸付期間) 6カ月以内

(据置期間) 最終貸付日から2年以内

(返済期間) 据置期間経過後20年以内(貸付した金額によって期間の目安があります。)

注) 失業給付及び生活保護を受けている世帯は利用できません。また、年金受給者のみの世帯は原則として利用できません。

② 生活再建費

(資金目的) 住居の移転、家具什器等の購入に必要な費用

(貸付限度額) 80万円以内

(据置期間) 貸付日(一時生活支援費と併せて貸付する場合は一時生活支援費の最終貸付日)から2年以内

(返済期間) 据置期間経過後20年以内(貸付した金額によって期間の目安があります。)

③ 住宅補修費

(資金目的) 住宅補修等に必要な費用

(貸付限度額) 250万円以内

(据置期間) 貸付日(一時生活支援費と併せて貸付する場合は一時生活支援費の最終貸付日)から2年以内

(返済期間) 据置期間経過後20年以内(貸付した金額によって期間の目安があります。)

注) 被害を受けた住宅のある都道府県での申込みとなります。

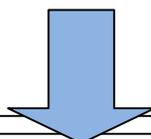
各資金種類共通の貸付条件

◎原則として、連帯保証人(収入など、一定の要件があります)が必要です。ただし、連帯保証人がいない場合でも、貸付は可能です。

◎貸付利率は、連帯保証人がいる場合は無利率、連帯保証人がいない場合は年1.5%の利率となります。

◎貸付けした金額に準じて、返済期間の目安があります。

(返済期間内に返済できなかった場合は、残元金に対して年10.75%の延滞利率が発生します。)



こんな場合に、利用が考えられます。

◎「被災地から道内に避難してきたが、当面の生活費が無い…」 → **一時生活支援費**

◎「避難のため転居したが、家具什器を購入する資金が無い…」 → **生活再建費**

緊急に資金が必要な場合は、申込～決定までのつなぎとして、「緊急小口資金」〔特別〕が利用できる場合があります。

被災地から避難された方で、道内に定住し、就職活動をしながら生活を再建する場合は「総合支援資金」が利用できる場合があります。

※現在の状況・今後の見込み等により適した資金種類があります。詳細は社会福祉協議会にお尋ねください。

申込みにあたって必要な書類

◎各資金共通の必要書類

①氏名・住所が確認できる書類の写

- ・運転免許証、健康保険証、パスポート、その他顔写真が貼付された証明書（いずれか1つ）

②住民票の写（世帯全員分、発行後3カ月以内のもの）

- ・居住先への住民票の異動が済んでいない場合は、住民登録後の住民票となります。

③世帯の収入状況等が確認できる書類

- ・源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書（写）等（前年度及び現在の状況がわかるもの・いずれか）

（被災による失業の場合）

- ・離職票（写）、雇用保険受給資格者証（写）、個人事業の廃業届（写）、健康保険任意継続被保険者証（写）等のいずれか

（被災による収入の減少の場合）

- ・雇用主が発行する休業証明書、給与未払証明書、被災前後の給与明細書（写）等のいずれか

④東日本大震災により被災されたことが確認できるもの

- ・自治体が発行する被災証明書、り災証明書の原本
- ・被災証明書、り災証明書が未発行の場合は、申請先が受理したことが分かる交付申請書のコピー（この場合、一時生活支援費の貸付期間は3カ月以内になります。原本提出後6カ月までの延長が可能です。）
- ・震災発生時の居住地が原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることが確認できる書類

◎資金毎に必要な書類

（生活再建費の場合）

- ・購入物品の見積書、転宅費用の場合は不動産賃貸借の関係書類

（住宅補修費の場合）

- ・工事見積書、工事図面、土地・家屋の登記簿謄本

※上記以外で、審査上必要な書類を求める場合があります。

※申込み時に提出できない書類がある場合は、後日提出いただくことを前提に申込みはできますが、未提出での貸付決定はできません。

申込みにあたり、ご留意いただきたいこと

◎この制度は、返済の半う貸付金です。そのため、貸付にあたっては必要最低限の額とさせていただくとともに、返済できる見込みも必要となります。

◎避難等の理由により、世帯員の居住先が分かれている場合は、生計中心者（収入の多い方）の居住する市町村における申込みとなります。

◎審査により、貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申込や不正な手段により貸付を受けた場合は、貸付金を即時返済していただきます。

本資金は、市町村の社会福祉協議会が受付窓口となります。借入をご希望の方は、現在の住所のある市町村の社会福祉協議会にご相談下さい。

_____ 社会福祉協議会
TEL _____

※制度の内容に関するお問い合わせ先

（社福）北海道社会福祉協議会
生活支援部 生活支援課

TEL 011-241-3976（代表）

FAX 011-251-3971

ホームページ <http://www.dosyakyo.or.jp/>